

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A事業所から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、当該期間は年金給付に反映されていない。申立期間を年金給付に反映される期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA事業所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、その支給日が平成17年12月27日、標準賞与額が46万円と記録され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所から提出された申立人に係る給与明細書（賞与）から、申立人は、同年12月9日に賞与を支給され、46万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月4日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A事業所から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、当該期間は年金給付に反映されていない。申立期間を年金給付に反映される期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA事業所に係る申立期間の標準賞与額の記録は、その支給日が平成17年12月27日、標準賞与額が55万7,000円と記録され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A事業所から提出された申立人に係る給与明細書（賞与）から、申立人は、同年12月9日に賞与を支給され、55万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月4日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。